

転 出 さ れ る 方 へ

新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村で、転入の手続きをしてください。

転入届に必要なもの

転出証明書 印鑑 本人確認書類(免許証・パスポート・社会保険証など)

(住民基本台帳カードをお持ちの方は転出証明書が発行されません。住民基本台帳カードを新住所地の窓口にて提示してください。)

*代理申請の場合は、委任状が必要になる場合があります。事前に転入先の市区町村へお問い合わせください。

転出を取りやめる場合は、転出証明書と本人確認書類を持って杵築市役所にて届出をしてください。

転出先や転出予定日が変更になった場合でも、転出証明書の訂正は必要ありません。そのまま新住所地の市区町村にて転入の手続きをしてください。

転出証明書を紛失された方は、杵築市役所にて転出証明書の再交付申請をしてください。

転出・転入時、下記に該当される方は、手続きが必要となります。担当課へご相談ください。

該 当 事 項	担 当 課	杵築市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	大田振興課 市民生活係	印鑑登録証の返還が必要です。	新たに必要の方は、印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード 個人番号通知カード 住民基本台帳カード			転入の手続き時、必要になります。新住所地の窓口にて、かならず提示してください。
国民健康保険		保険証の返還が必要です。	新住所地の窓口にて、ご確認ください。
後期高齢者医療保険		保険証の返還および住所変更の手続きが必要です。県外転出の場合は、負担区分等証明書をお受け取りください。	住所変更の手続きが必要です。新住所地が県外の場合は、負担区分等証明書を提出してください。
国民年金		海外転出の場合は、手続きが必要です。	新住所地の窓口にて、住所変更等の手続きをしてください。
介護保険		保険証の返還が必要です。認定申請中、又は受給者は受給資格証明書をお受け取りください。	改めて保険証の交付を受けてください。受給資格証明書を交付されている方は、介護保険担当課に提示してください。
原付バイク・農耕用車両の廃車手続き		杵築市のナンバープレートと印鑑を持参のうえ、廃車の手続きをしてください。	杵築市での廃車証を提示して、登録等の手続きをしてください。
犬を飼われている方			犬の鑑札をご持参の上、登録の手続きをしてください。
重度心身障害者医療費		受給者証の返還が必要です。	新住所地の窓口にて申請の手続きをしてください。
ケーブルテレビを利用されている方	大田振興課 総務係	名義変更、又は解約の手続きが必要です。	

裏面に続く

該 当 事 項	担 当 課	杵築市での手続き	新住所地での手続き
障害児福祉手当	大田振興課 市民生活係	住所変更の手続きが必要です。	新住所地の窓口にて住所変更等の手続きをしてください。
障害福祉サービス		受給者証の返還が必要です。	新住所地の窓口にて、申請の手続きをしてください。
特別障害者手当		住所変更の手続きが必要です。	新住所地の窓口にて、住所変更等の手続きをしてください。
障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳			新住所地の窓口にて、申請の手続きをしてください。
有料道路障害者割引 (ETC利用のみ)			新住所地の窓口にて、申請の手続きをしてください。
自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院)			新住所地の窓口にて、申請の手続きをしてください。
特別児童扶養手当		住所変更の手続きが必要です。	新住所地の窓口にて、住所変更等の手続きをしてください。
子ども医療		受給資格者証の返還が必要です。	新住所地の窓口にて、ご確認ください。
児童手当		消滅の手続きが必要です。	児童手当認定請求の手続きが必要です。
児童扶養手当		住所変更の手続き、又は資格喪失の手続きが必要です。	引き続き受給を希望する場合は、新住所地の窓口にて、住所変更の手続きをしてください。
ひとり親家庭等医療費		資格喪失の手続きが必要です。	新住所地の窓口にて、申請の手続きをしてください。
保育園に入園している児童のいる世帯		保育園に退園届を提出してください。(申請紙は園にあります) 所得課税証明書を取得しなければならない場合がありますので保育窓口にて相談してください。	保育園担当窓口にて入園の申込をしてください。(入園希望月の前月の20日まで)
上下水道を使用されている方	大田振興課 事業係	使用中止若しくは人数の変更手続きが必要です。	
市営住宅にお住まいの方		退去手続きが必要です。	
妊婦(乳幼児)健診受診票について	子育て健康推進課 市民健康係 (山香庁舎)		新住所地の担当窓口にて、ご確認ください。(お持ちの受診票を提出してください)
乳幼児(小学校入学前)のいる家庭			新住所地の担当窓口にて、予防接種・乳幼児健診等についてご確認ください。(母子健康手帳を提示してください)
小中学校に在学している児童・生徒のいる家庭	教育総務課 (山香庁舎)	転出届出時に交付を受けた児童生徒転出入通知書を該当校へ提出してください。	新住所地の担当窓口にて、ご確認ください。

※ 防犯上の観点からお住まいの行政区の区長さんに転出することの連絡をお願いします。
その他、詳しくは、各担当課窓口におたずねください。

杵築市役所
0978-62-3131

杵築市役所 山香庁舎
0977-75-1111

杵築市役所 大田庁舎
0978-52-2222